

「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務委託仕様書

1 委託業務名

「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD制作業務

2 目的

愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例の基本理念である「シェア・ザ・ロード」の精神の具体的な実践方策である「思いやり1.5m」運動及び「走ろう！車道」運動について、あらゆる道路利用者に分かりやすく説明し、周知浸透を図る。

3 委託期間

契約締結日から平成29年3月31日まで

4 業務内容

同運動啓発用DVDに関するシナリオの企画立案、関係資料・データの収集及び加工、映像制作に係る取材及び撮影、アニメーション・イラスト・テロップ・ナレーション作成、BGM挿入ほか関連業務一式を行う。

(1) 映像本編及びDVDの制作

受託者は次の事項に留意し、映像本編及びDVDを制作する。

ア 基本事項

(ア) 対象

子供（小学生高学年程度）から高齢者までを対象とする。

(イ) 再生時間

30分程度

(ウ) 主な用途

- 「思いやり1.5m」運動モデル事業所を始めとする県内事業所での従業員の教育
- 中学・高等学校での生徒の指導
- 県・市町が行う自転車関連啓発イベントや講習会等での上映
- 警察等が実施する自転車交通安全教室での教育 等

(エ) 内容骨子

映像は下記内容を参考に作成すること。

なお、企画提案時に、受託者からこれ以外の内容の提案があり、委

託者が認めた時は、これを盛り込むことができる。

また、内容詳細は委託者と受託者双方で契約後協議し、決定するものとする。

① 「シェア・ザ・ロード」の精神の必要性について

依然として、自転車に関与する悲惨な交通事故が発生しており、あらゆる道路利用者が安全快適に道路を共有するために「シェア・ザ・ロード」の精神が必要であることを表現。

② 「思いやり 1.5 m」運動（自動車と自転車の「シェア・ザ・ロード」）

ア 運動開始の経緯、必要性について

県条例で規定されている自転車の側方通過時における安全な間隔の保持又は徐行が浸透しておらず、「自転車で車道を走行すると、車両に直近を追い越されて怖い。」といった声が多く聞かれるほか、自転車が車両に追突される形態の事故では、回避行動が取れず、自転車利用者の致死率が極めて高くなることが予測されるため、その対策として、側方通過時の具体的な安全間隔を数値で示す本運動を開始したことを表現。

イ 運動の実践について

自動車等の運転者に対し、

○自転車の側方を通過するときは、1.5m以上

の安全な間隔を保つか、道路事情等から安全な間隔を保つことができないときは徐行すること

を呼び掛け、これらを実践することによって、交通事故防止につながることを表現。

また、自動車運転者が安全な間隔を保とうとしても、自転車が右側通行、並進、急な進路変更等の危険な通行をすれば、本運動の実践が不可能となることを表現。

③ 「走ろう！車道」運動（自転車と歩行者の「シェア・ザ・ロード」）

ア 運動開始の経緯、必要性について

自転車は軽車両であり、車道走行が原則であるが浸透しておらず、歩道の歩行者の直近を高速で走り抜けるなど、危険な走行が多く見られることから、その対策として、自転車は車道走行が原則であることを周知する本運動を開始したことを表現。

イ 運動の実践について

自転車利用者に対し

○車道走行が原則であること
○車道を走行するときは「左側」（左側端）を走行すること
○法規上、歩道を通行できる場合もあることから、歩道を通行するときは「左側」の歩道の「車道寄り」を「徐行」すること、歩行者が多いときは「押し歩き」をすることを呼び掛け、これらを実践することで、交通事故防止につながることを表現。

※1 自転車歩道通行可能な場合

- ◇ 自転車通行可の標識・表示がある場合
- ◇ 自転車利用者が13歳未満（児童・幼児）、70歳以上、車道走行に支障がある身体障がい者である場合
- ◇ 道路や交通の状況に照らし、歩道を通行することがやむを得ない場合

※2 歩道を通行するときは「左側」の歩道の「車道寄り」を通行する理由

- ◇ 自転車が同一方向に進行することになり、歩道内での交錯を防止することができる
- ◇ 歩道から車道に降りる必要が生じた際、車道の左側通行を遵守することができる

④ その他のルール遵守とマナー向上について

自転車利用者が犯しがちな「並進」、「歩道から車道への急な進路変更」、交差点はもとより、「単路での信号無視」等について注意喚起。

また、ヘルメット着用、自転車保険の加入の重要性についても表現。

⑤ 「サイクリングパラダイス愛媛」の実現について

歩行者、自転車、車両がお互いの立場を思いやり、安全・快適に道路を利用する「シェア・ザ・ロード」を実践することにより「サイクリングパラダイス愛媛」の実現に繋がることを表現。

(2) 業務実施計画の作成

本業務の実施計画をたて、工程管理をすること。

(3) 構成・シナリオ作成

幅広い年代にとって分かりやすい表現及び構成（言葉、画面展開スピード）となるよう留意し、映像本編の全体構成及びシナリオ並びにナレーション案を作成した時点で、委託者と協議すること。

(4) 映像コンテンツ作成に必要な業務一切

撮影の手配、撮影上必要となる許可申請などの手続き等は、受託者において行うこと。ただし、撮影の場所や内容については事前に委託者の承認を受けること。また、CGやアニメーションなど既存映像・静止画データを用いるときは、当該使用に係る権利処理は受託者において行うこと。

(5) 映像編集に必要な業務一切

テロップ、BGM挿入、ナレーション収録などDVDの原版作成の編集・演出に必要な業務一切を行うこと。ナレーション言語及び字幕文字は、日本語対応とする。

(6) DVDの作成

作成に当たっては、仮編集が終わった段階で試写を行い委託者の確認を受けた上で行うこと。

ア メニュー、チャプタの作成

映像の見出しとなる箇所にチャプタを付与し、それらを指定再生できるDVDメニューを作成する。

イ DVD収録の形式

DVD-Video形式とする。

ウ DVD収録時の画面比率

縦横比16：9とし、4：3画面ではレターボックス形式となるように作成する。

エ パッケージの作成

DVDの盤面、ジャケット（表・裏）を作成する。

トールケースに封入したものをフィルム包装しDVDパッケージとする。

5 業務実施上の条件

(1) 業務実施にあたっては、業務全体に責任を有し、かつ、同種映像作成業務の経験を有する者を管理者として配置するものとし、契約の締結以降、完成まで交替しないことを原則とする。

(2) 受託者は契約締結後、速やかに本業務全体のスケジュールを作成し、委託者の承認を得ること。また、業務実施にあたっては、委託者と協議の

上で行うこととし、作業の進捗状況について随時報告すること。

- (3) 本業務の中で使用する映像・画像、技術等において、既に他者が著作権所有権等有する場合、必要な全ての権利処理は受託者において行うこととし、これらに必要な費用は受託者の負担とする。
- (4) 受託者が本業務を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託先を委託者に提示し、承認を得ること。
再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託先に問題が生じた場合は、受託者の責任において解決すること。
- (5) 成果物の引き渡し後1年の間に、成果物に瑕疵がある場合は、委託者と協議の上、修正等必要な措置を無償で講ずること。
- (6) 委託者は可能な範囲で本業務の実施に必要な資料を受託者に提供するものとする。
- (7) 関係法令を順守し、業務にあたること。

7 成果品

納品は次のとおりとする。

- (1) 作成枚数
「シェア・ザ・ロード」啓発用DVD
○ マスターDVD 1枚
○ DVD 300枚
※ただし、コピーガードはかけないこと。
- (2) 納入場所
愛媛県県民環境部防災局消防防災安全課
- (3) 納入期限
平成29年3月31日
- (4) 権利の帰属
本業務において制作したDVD等に関する全ての著作権は愛媛県に帰属する。

8 その他

本仕様書に定めのない事項又は仕様について疑義が生じた場合は、双方協議して解決する。